

川崎市老人クラブ社会活動促進事業等実施要綱

(要旨)

第 1 条 この要綱は、地域社会における老人クラブ活動の健全な発展の促進、生きがいと健康づくり及び社会奉仕活動等の事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、川崎市の老人クラブの会員及び本市に居住する 60 歳以上の者とする。

(委託先)

第 3 条 この事業は、公益財団法人川崎市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)に委託して実施する。

(事業の運営)

第 4 条 市老連は、各区老人クラブ連合会と連携して、この事業を運営するものとする。

(事業の内容)

第 5 条 委託する事業は、次に掲げることとする。

(1) 社会奉仕活動事業

全国運動「社会奉仕の日」の実施、統一美化運動への参加・協力及びその他社会奉仕活動の推進・協力

(2) 女性役員リーダー育成事業

女性部リーダー研修の実施、全老連女性リーダーセミナーへの参加、市老連女性部大会の開催及び全老連女性部員総会への参加

(3) スポーツ奨励事業

ゲートボール及びペタンク運営委員会の開催並びにゲートボール及びペタンク大会の実施

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 5 日から施行する。

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。